



大阪府市町村連携型中小企業融資制度 寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん案内

令和7年4月

この制度は、寝屋川市内で事業を営む小規模企業者が、金融機関の資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんする制度です。必ずご本人がお申し込みください。書類の提出後、協会において必要な調査を行い、融資の諾否等を通知します。

1. 利用資格

寝屋川市内で同一場所に1年以上事業を営んでいて、具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能で、かつ、大阪信用保証協会の保証を受けられる見込みがある方。但し、事業形態につき以下の条件があります。

中小企業信用保険法第2条第3項に定める

- 常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人
- 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- 法に基づく事業協同小組合等(窓口でご確認ください)

次のいずれかに該当する場合は、この制度を利用できません。

- 農林漁業、金融保険業(保険媒介代理業を除く)、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人等の業種の場合
- 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合。その方の保証人になっている場合
- 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある場合。その方の保証人になっている場合
- 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- 金融機関と取引停止中、又は第1回不渡発生後6か月を経過していない場合
- 暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- 許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合
- 融資対象設備を寝屋川市外に設置する場合

2. 融資限度額

1小規模企業者につき、1年度当たり500万円以内です。ただし、既存の全国の信用保証協会の保証付融資の融資残高(根保証・当座貸越等の極度額のあるものにおいては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限ります。また、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。

3. 受付期間

毎年4月1日から翌年2月末日までです。ただし、予算の関係上、受付を早期に終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 受付場所

寝屋川市立産業振興センター 〒572-0042 寝屋川市東大利町2番14号 ☎072-828-0751

5. 資金使途

運転資金、設備資金(転貸資金は不可)

6. 融資利率

年1.4%(固定金利)

7. 融資期間

運転資金5年以内、設備資金5年以内

8. 据置期間

6か月以内

9. 返済方法

毎月元金均等分割返済

10. 担 保 原則として、不要
11. 連帯保証人 個人 原則として、不要
- 法人 原則として、法人代表者のみ必要
- 組合 原則として、代表理事のみ必要

次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- 事業承継予定者
- 同一事業に従事している配偶者
- 営業許可名義人
- 組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等

12. 融資申込に必要な書類

所定の茶色の申込書(①大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書、②保証人等明細、③申込人(企業)概要、④資産・負債および収入・支出)及び以下の書類が必要です。
なお、提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

書 類 名		必要数
信用保証委託契約書(※1)		1 通
小規模サポート資金申込に係る融資残高申告書		1 通
「保証協会団信」に加入される場合 ・団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書 ・「保証協会団信」申込書兼告知書		各 1 通
個人情報取扱いに関する同意書(保証協会用) 個人情報提供に関する同意書(金融機関用) 個人情報提供に関する同意書(寝屋川市用)	申 込 者 (法人の場合は法人代表者)	各 1 通
大阪府市町村連携型中小企業融資制度 寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん申告書		1 通
事業計画書		1 通
寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせんの申請に係る誓約書		1 通
経営者保証に関するガイドライン(法人の場合)		1 通

以上の書類につきましては、窓口でお渡しします。以下の書類につきましては、申込者で取り寄せてください。

申込者が法人の場合(※2) ・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの) ・決算書及び附属明細書(写)(2期以上している場合は直近2期分) ・税務署受付印のある確定申告書(写)別表1.4.5等 (2期以上している場合は直近2期分)		各2通
申込者が個人の場合(※2) ・税務署受付印のある確定申告書(写)(2期以上している場合は直近2期分)		各2通
印鑑登録証明書 (発行後3か月以内のもの)	申 込 者	1通
	連帯保証人(法人代表者、代表理事)等	1通
納税証明書等(※3)(※4)		1通
設備資金で申し込みの場合、見積書(写)等		該当するもの 各1通
営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合)		
個人事業者で、初回申込の場合又は完済後の初回申し込みの場合は、 <u>マイナンバーの記載のない住民票抄本(前住所が確認できるもの)(発行後3か月以内のもの)</u>		

申込者及び連帯保証人が外国人の場合は、在留資格が確認できるマイナンバーの記載のない住民票抄本※ただし、在留資格が永住者の場合は、初回申込の場合又は完済後の初回申込みの場合のみ必要（発行後3か月以内のもの）	該当するもの 各1通
合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書	
組合・医療法人の場合、借入についての理事会議録	
その他、必要と認められる書類	必要数

(※1) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。また、法人の場合、附帯契約書も必要となります。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署してください。

(※2) 取扱金融機関の同意がある場合は各1通でも構いません。

(※3) 同一納付期間の申し込みで、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。

(※4) 融資の申し込みに必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証・印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑登録証明書等を求められることがあります。

(※4)納税証明書等	
1. 事業税 2. 所得税（その1 または その3） 3. 法人税（その1 または その3） 4. 府・市町村民税（所得割 または 均等割） 5. 法人府民税（法人税割 または 均等割） 6. 法人市町村民税（法人税割 または 均等割）	 のいずれかの当該事業に係る納税証明書 1通
なお、上記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、 1～6のいずれかに係る納税状況を証する書類 ・納税証明書（その1）とは、納付税額等の証明 ・納税証明書（その3）とは、未納の税額がないことの証明	

- 事業税の納税証明書で、「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取り扱えません。
- 府・市町村民税で、課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。それ以外の場合には、必ず「納税証明書」をご提出ください。
- 府・市町村民税で、地方税法の規定により、障害者控除額又は寡婦(夫)控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。

13. 信用保証料の補給

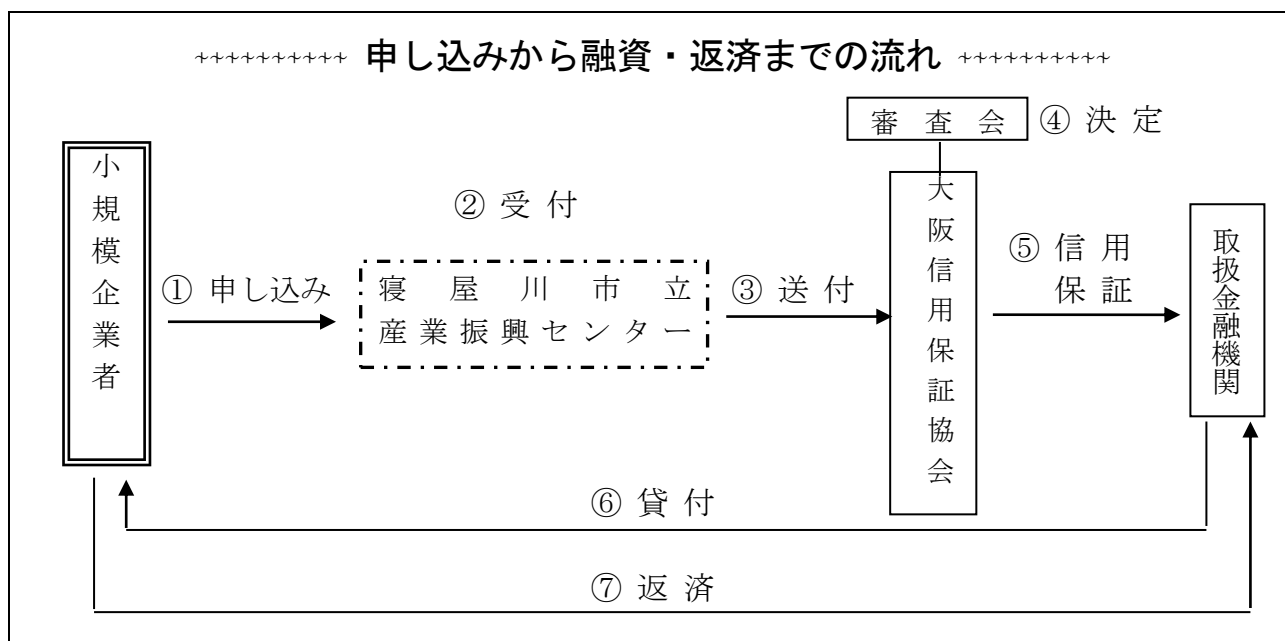
本制度では、市内事業者の資金調達の円滑化を図るため、融資決定対象者に対し信用保証料を補給しています。補給金の申請については、融資決定後（保証協会から市に融資決定の連絡があつてから）市より必要書類を送付しますので、金融機関で「信用保証料払込証明書」に証明をもらい、「交付申請書」「交付請求書」を添えて、市へ提出してください。

14. 取扱金融機関（50音順）※こちらに記載がある金融機関でのみ取り扱いできます。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 大阪厚生信用金庫 寝屋川支店 | 9. 京都銀行 寝屋川支店 |
| 2. 大阪シティ信用金庫 寝屋川支店 | 10. 京都信用金庫 寝屋川支店 |
| 3. 関西みらい銀行 萱島支店 | 11. 近畿産業信用組合 香里支店 |
| 4. 関西みらい銀行 香里支店 | 12. 四国銀行 香里支店 |
| 5. 関西みらい銀行 香里中央支店 | 13. 徳島大正銀行 萱島支店 |
| 6. 関西みらい銀行 寝屋川駅前支店 | 14. 枚方信用金庫 寝屋川支店 |

7. 関西みらい銀行 寝屋川支店
8. 北おおさか信用金庫 寝屋川支店

15. 枚方信用金庫 寝屋川西支店
16. りそな銀行 寝屋川支店



- 申込書は、申込者ご本人が直接受付へ提出してください。郵送等では受け付けしません。申込書受付後、大阪信用保証協会と取扱金融機関が審査し、保証、融資の諾否、決定金額について通知します。
- 融資申込書は、原則として申込者をご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りすることがあります。
- 申込後、大阪信用保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出や事業所等を訪問させていただく場合もありますが、ご協力いただけないときは、審査が打ち切られることがあります。
- 融資の決定は、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断されます。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。